



ACTION!
健康経営

「健康経営優良法人2027」の申請について

日本経済新聞社メディアビジネス担当補佐
健康経営優良法人認定事務局
藤尾 典篤

経営をしていると、こんなことはありませんか？

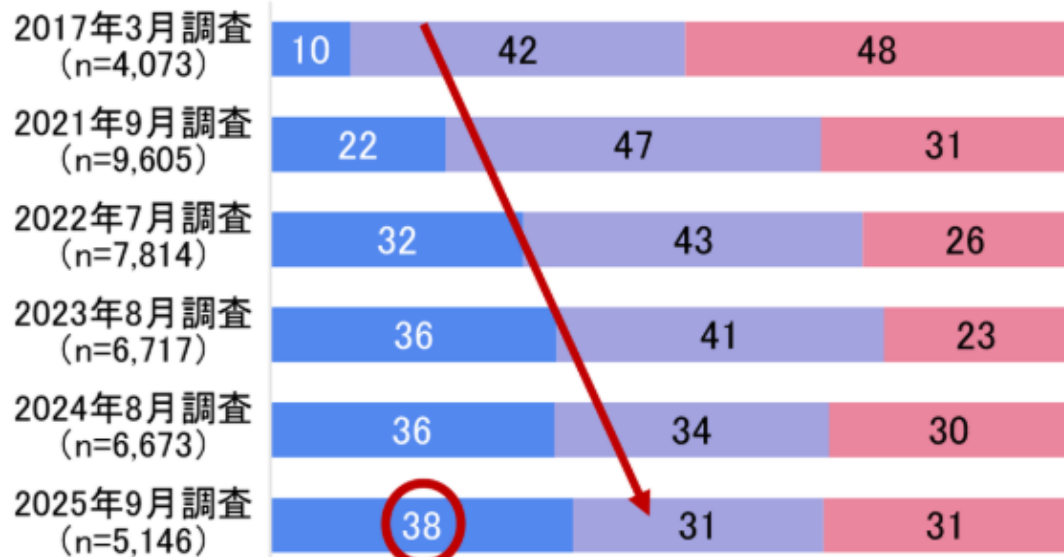
- 優秀な部下が、急に体調を崩して長期の休業に入ってしまう、職場が回らない
- せっかく入った従業員が短期間で辞めてしまう
- 先代の優秀な経営者から会社を引き継いだ。自分は従業員と共に成長する会社になりたい
- 採用現場で学生や学生のご両親にアピールする材料を増やしたい
- 会社には出てきているけど、お酒の飲みすぎや体調不良で、仕事に能力を発揮できていない人がいる
- 経営者仲間で、最近、親の介護や病気、経営者自身が急に病気になって困ったという話を聞いた
- 様々な世代の従業員がいて、コミュニケーションの悩みがある。会社としての一体感が欲しい
- 国や地方自治体から認められて、自分も従業員も誇りをもって仕事がしたい

「健康経営」という言葉、聞いたことがありますか？

①健康経営の認知度

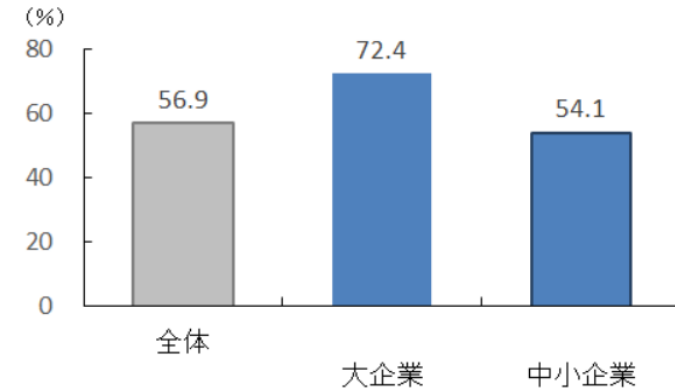
＜全体＞

■ 意味や内容を知っている
■ 言葉だけは聞いたことがある
■ 聞いたことがない、知らない (%)

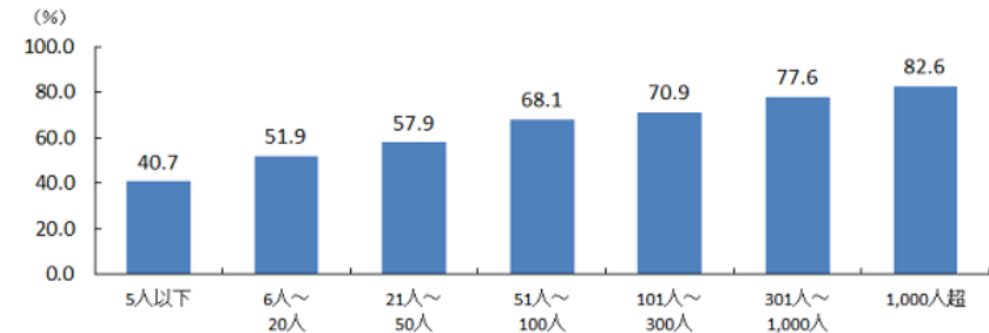


出典：大同生命「中小企業経営者アンケート調査「大同生命サーベイ」」2025年度

健康経営に「取り組んでいる」割合



健康経営に「取り組んでいる」割合～従業員数別～



出典：帝国データバンク「健康経営への取り組みに対する企業の意識調査」2023年10月

(有効回答1万1039社)

「健康経営」とは

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

単なる健康づくりとは一線を画する。

企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上等の組織の活性化をもたらし、結果として業績向上につながることを期待される。また、企業のブランド向上にも寄与する。

日本の
すべての企業が、
社員の健康を
つくる未来へ。



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門



健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門

「働く」を明るく、「組織」を強く。



健康経営®とは、従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。
優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、
社会的に評価を受けることができる環境を整備しています。

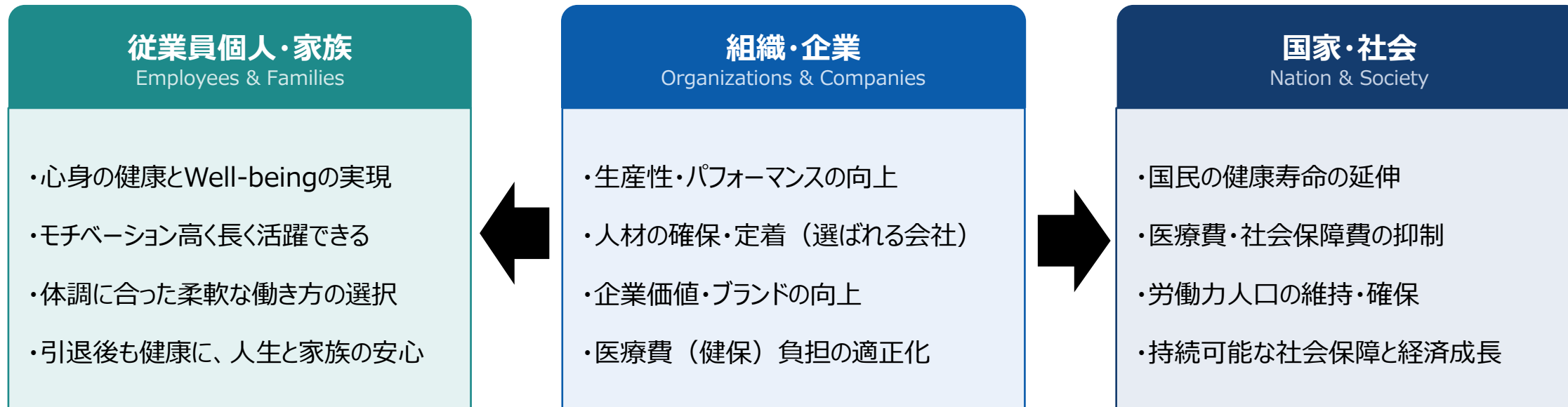
www.kenko-keiei.jp
ACTION! 健康経営
健康経営優良法人認定事務局(日本経済新聞社)
※「健康経営®」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



2026年6月1日付 日本経済新聞朝刊

健康経営に取り組む意義 —— 国家・組織・個人の「三方よし」

健康経営は、**従業員個人・家族／組織・企業／国家・社会のすべてに価値をもたらす**取り組み。

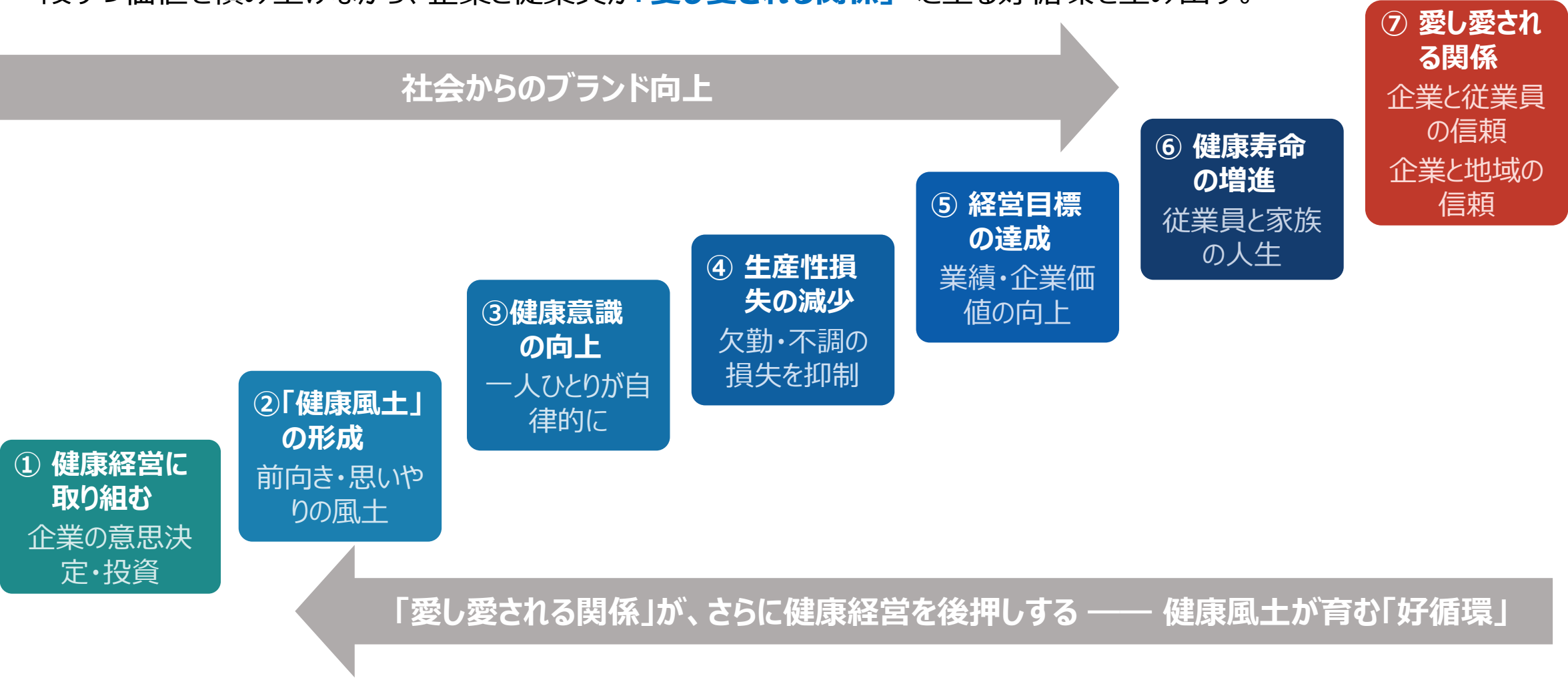


健康経営は「三方よし」の投資

一人ひとりの健康が、企業の生産性と成長を高め、やがて国家・社会の持続可能性につながる

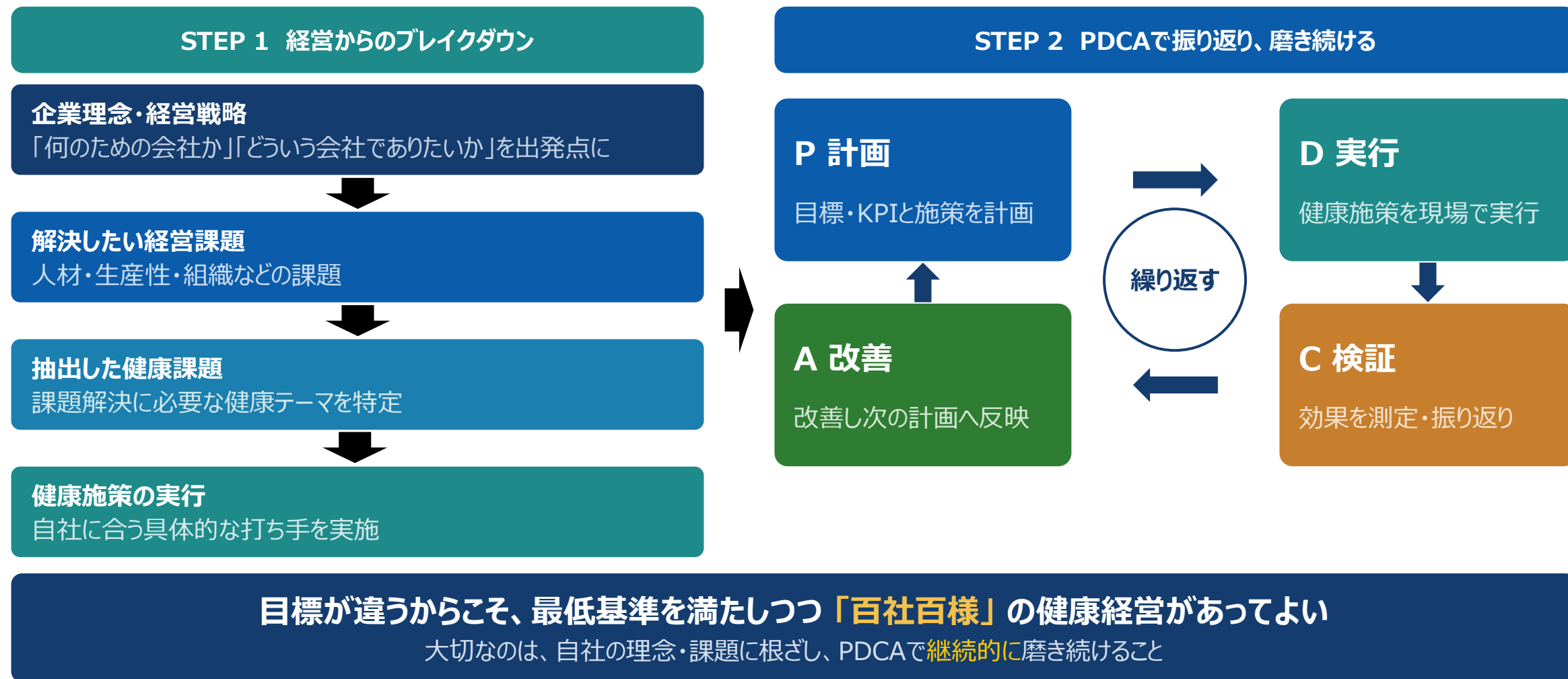
健康経営が生む「好循環」—— 健康風土から「愛し愛される関係」へ

健康経営に取り組むと、最初に前向きでお互いを思いやる「健康風土」が醸成され、一段ずつ価値を積み上げながら、企業と従業員が「愛し愛される関係」へと至る好循環を生み出す。



百社百様の健康経営 ―― 理念・戦略からブレイクダウンし、PDCAで磨き続ける

健康経営は各社各様。各社が自らの理念・戦略・経営課題から健康課題を導き、施策を実行し、振り返り・検証・改善を繰り返す
目標が異なる以上、最低基準は満たしつつ「百社百様」の健康経営があってよい。



令和8年度
健康経営銘柄Premier顕彰開始

健康経営優良法人
健康経営銘柄
【大規模法人部門（ホワイト500）】
上位500法人

経済産業省と
東京証券取引所が主幹

健康經營優良法人
(大規模法人部門)

健康経営度調査
回答法人

大企業・大規模法人
(1万法人以上)



健康経営銘柄
Keio University Graduate School of Management



健康経営優良法人
JHMA Investment for Health
文部科学省認定

健康経営優良法人
【中小規模法人部門（ブライツ500）】上位500法人
【中小規模法人部門（ネクストブライツ1000）】上位501～1500法人

健康經營優良法人
(中小規模法人部門)

健康宣言に取り組
法人・事業所

健康宣言＝
保険者、健康保険組合、
協会けんぽなどが主幹

中小企業・中小規模法人
(300万法人以上)



健康経営優良法人
Edrio Investment for Health
中国経済人々銀行
ネクストブライト1000



健康経営優良法人
CHUGAI Investment for Health
中外製薬株式会社
ブライツ500



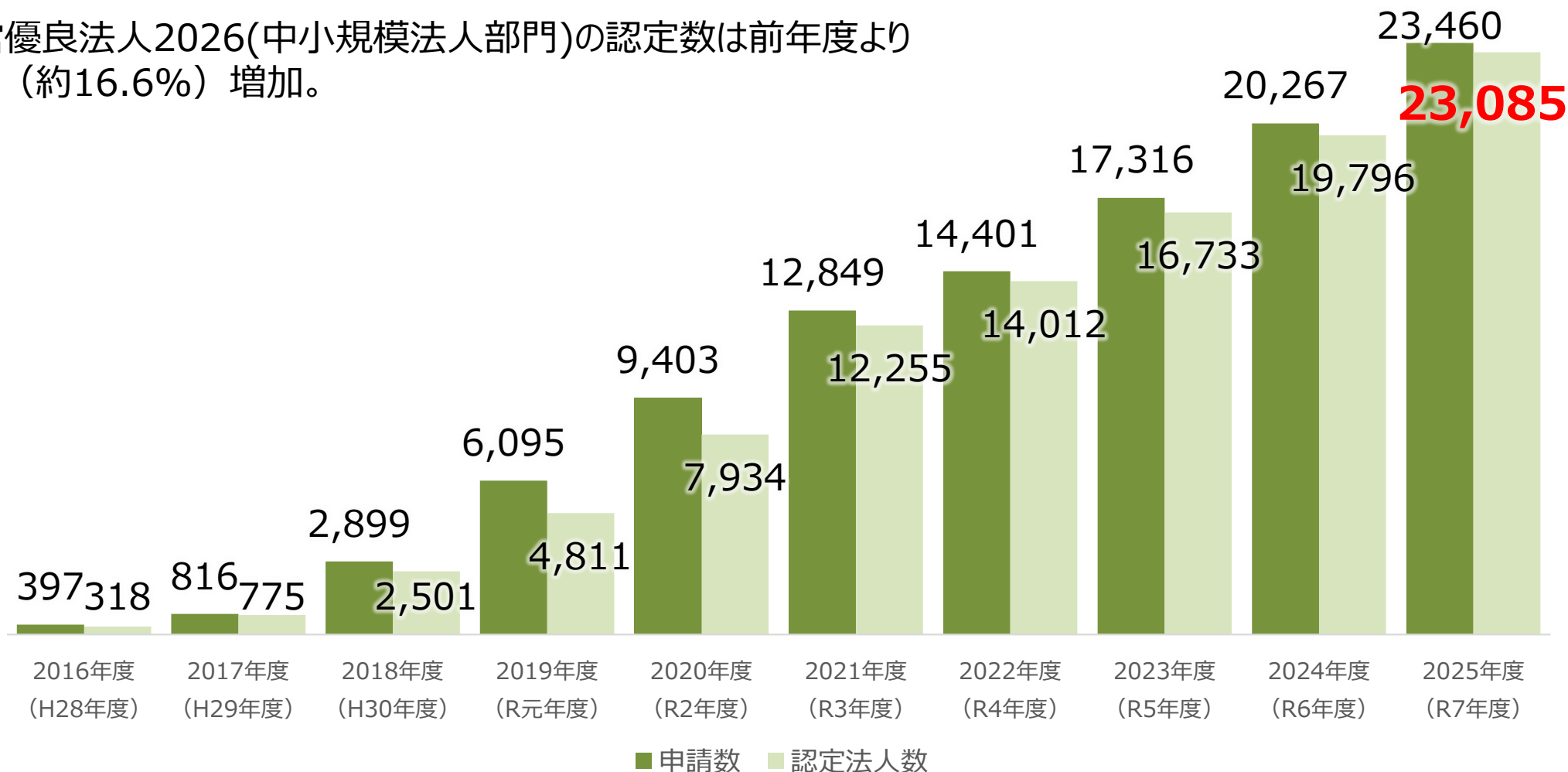
健康経営優良法人
EDN60 Investment for Health

健康経営優良法人2026 申請状況等について

【健康経営度調査及び健康経営優良法人（中小規模法人部門）】

※令和8年3月時点

健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)の認定数は前年度より3,289件（約16.6%）増加。



出典：経済産業省 第5回健康経営推進検討会 「資料3 健康経営優良法人認定事務局 資料（令和7年度健康経営優良法人認定の分析及びご報告）」

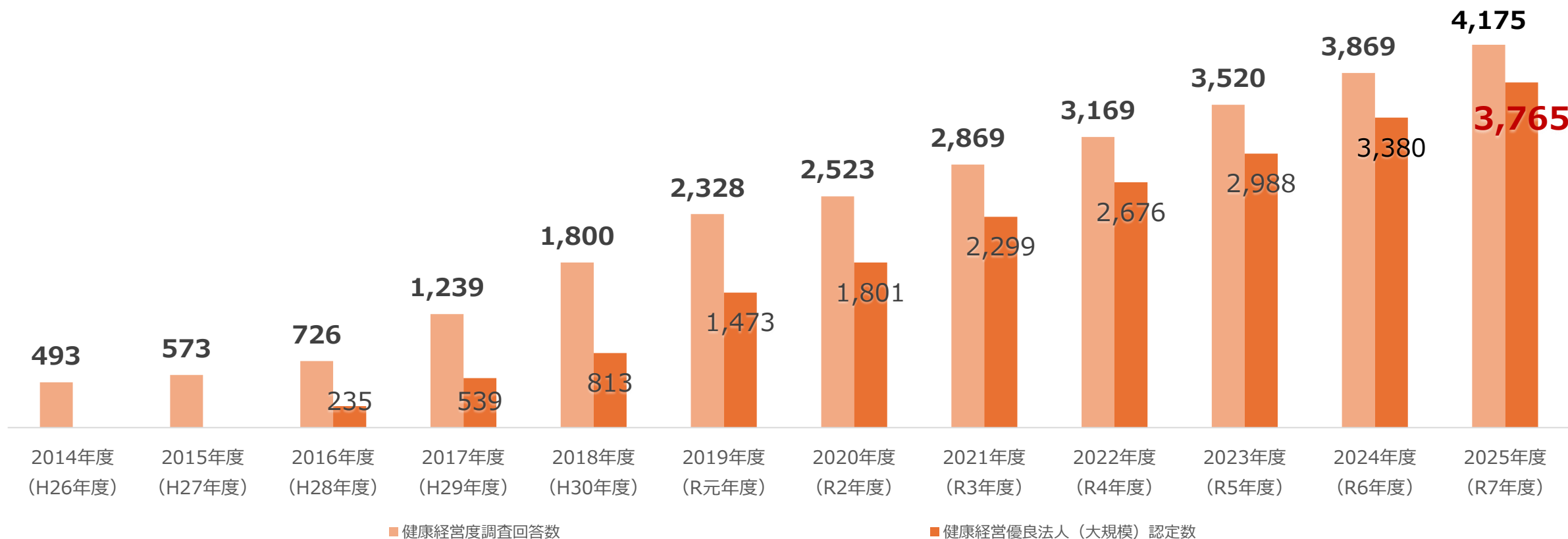
健康経営優良法人2026 申請状況等について

【健康経営度調査及び健康経営優良法人（大規模法人部門）】

※令和7年3月時点



健康経営優良法人2026(大規模法人部門)の認定数は、前年度より385件（約11%）増加。



出典：経済産業省 第5回健康経営推進検討会 「資料3 健康経営優良法人認定事務局 資料（令和7年度健康経営優良法人認定の分析及びご報告）」

国も健康経営を後押し —— 政策が生む「追い風」

健康経営は一企業の取り組みにとどまりません。

国も予防・地域・労働の各政策から健康経営に注目し、強力に後押ししています。

国（政府）の政策的な後押し —— 経済・社会の持続可能性に向けて

骨太の方針

国の重点施策に明記

経済財政運営の基本方針に、人材総活躍、攻めの予防医療等の項で、健康経営の推進が繰り返し位置づけられている。

予防医療との関係

治療から予防重視へ

健康経営は発症・重症化の予防を担い、医療費の適正化と健康寿命の延伸に貢献する。

地域未来戦略

地方創生・地域経済の活性化

健康経営に取り組む企業が、地域の雇用と活力を支える担い手となる。

多様な働き手の確保

人手不足時代の担い手確保

女性・高齢者・持病のある人も活躍。健康経営が多様な人材の就労を支える基盤となる。

こうした国の政策が、企業の健康経営を強力に後押しする

予防医療・地域の未来・多様な人材の活躍という国家的課題と、企業の健康経営は同じ方向を向いている

経済財政運営と改革の基本方針2026について（骨太の方針2026）



令和8年7月21日閣議決定

（攻めの予防医療と疾病対策）

国民のWell-beingの恒常と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病対策、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病の予防、いわゆる国民改歯科検診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科検診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾病対策・口腔健康管理、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション、PHRの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等を図る。がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策や移植医療対策を推進する。

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。

女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針2026）



令和8年6月25日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

I 女性の生涯にわたる健康支援

- ・さらに、中小企業等における健康経営の推進、データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」の構築、フェムテックの活用やヘルスケア産業の育成などの取組を進めることにより、また、予防・健康インセンティブの強化を通じて、**企業・保険者における健康投資を加速させていく。**

3. 企業・保険者等における対応の推進

（2）地域の関係者との連携を通じた、中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化

- ・自治体や地域の経営支援機関と健康づくり支援機関の連携強化により、**中小企業における女性の健康課題を含む健康経営の取組を支援する**とともに、引き続き企業や経営支援機関を対象とした女性の健康サポートデスクを設置し、フェムテックの活用や**中小企業における女性の健康課題を含む健康経営への取組をより促進する**。また、**健康経営優良法人の認定を受けた中小企業に対する補助金についての加点措置のインセンティブを実施する**。さらに、地域で健康経営コンサルティング等を行っている民間事業者を活用し、**地域の課題に応じた健康経営の推進を図る**。（経済産業省）

国のインセンティブ

中小企業向けの補助金

	補助対象	補助内容	外部リンク
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業等が取り組む、革新的な新製品・新サービス開発等を行うための設備投資等を支援	補助率1/2*1もしくは2/3、補助上限額750万～4,000万円*2 *1 最低賃金引き上げに係る特例を適用した場合は補助率を2/3に引き上げ *2従業員数・申請枠により異なる	詳細はこちら
デジタル化・AI導入補助金	生産性向上に資するITツール（ソフトウェア・サービス等）の導入を支援	補助率原則1/2*、補助上限額150～450万円 * 枠・類型により異なる	詳細はこちら
事業承継・M&A補助金	事業承継に際しての設備投資や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援	補助率1/3、1/2、2/3* 補助上限額150万～1,000万円* *枠・類型により異なる	詳細はこちら
Go-Tech	中小企業等がものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試と連携して行う研究開発を最大3年間支援	中小企業等は補助率2/3以内 通常枠：最大9,750万円 出資獲得枠：3年間合計3億円以下	詳細はこちら
中小企業新事業進出補助金	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等を支援	補助率1/2、補助上限額2,500～9,000万 ※従業員数により異なる	詳細はこちら
成長加速化補助金	売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援	補助率1/2、補助上限額5億円	詳細はこちら
大規模成長投資補助金	人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援	補助率1/3以下、補助上限額50億円	詳細はこちら
省力化投資補助金（一般型）	人手不足解消に効果のあるオーダーメイドの設備・システムの導入を支援	補助率1/2もしくは2/3※1、補助上限額750万円～1億円※2 ※1：中小企業又は小規模事業者等かにより異なる。 ※2：特例適用時の上限も含む。	詳細はこちら
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援	補助率2/3もしくは3/4※1、補助上限50万円～250万円※2 ※1：賃金引き上げ特例活用事業者のうち赤字事業者に対する補助率 ※2：型・特例により異なる。	詳細はこちら

働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

資金の使いみち	「働き方改革」に取り組むために必要な設備資金や長期運転資金
融資限度額	7億2千万円
利率（年）	健康経営優良法人の認定を受けている方：2億7千万円まで 特別利率①（※） うちホワイト500又はブライト500又はネクストブライト1000の認定を受けている方：2億7千万円まで 特別利率②（※） 2億7千万円超 基準利率（※）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 長期運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

その他

法務省出入国在留管理庁	【在留資格審査手続きの簡素化】 我が国入国を希望する外国人の在留資格審査において、在留資格に関わる申請の提出資料の「カテゴリー1 一定の条件を満たす企業等」として健康経営優良法人の認定取得が認められ、手続きの簡素化が可能	詳細はこちら
厚生労働省公共職業安定所	ハローワーク求人票に「健康経営優良法人」のロゴマークが利用可能	詳細はこちら

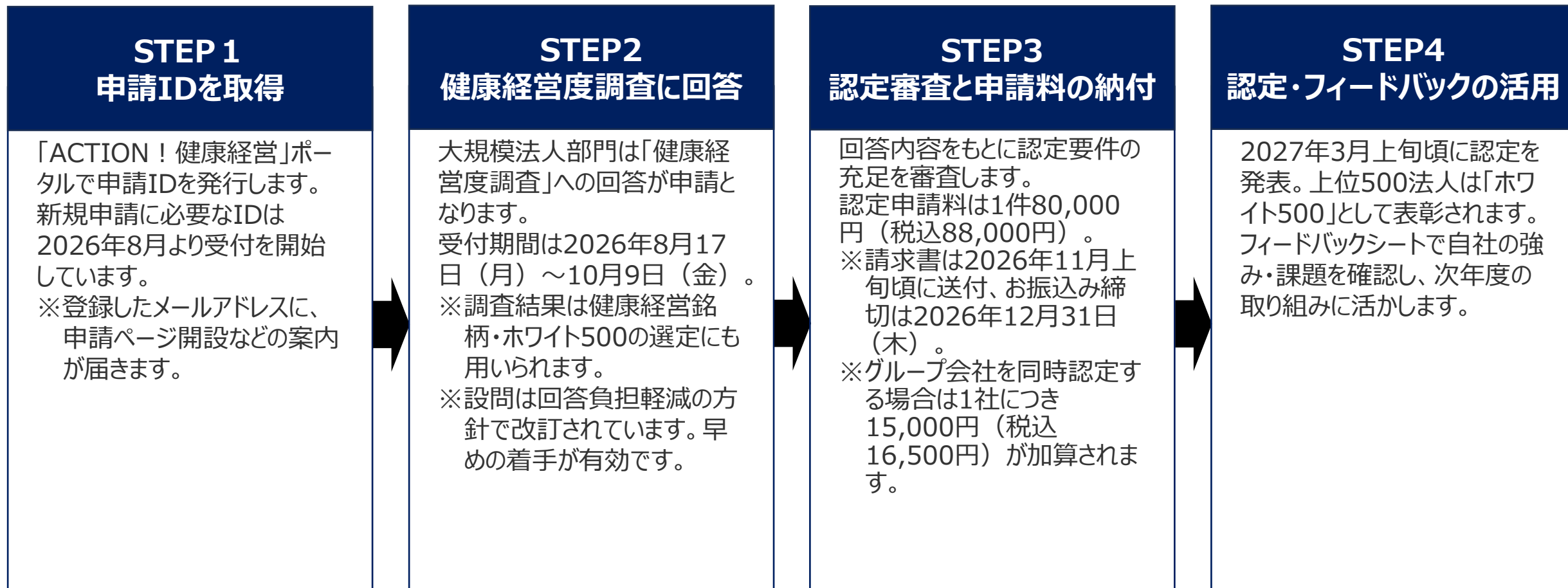
地域のインセンティブ



和歌山		
和歌山県	宣言/登録/認定制度	わかやま健康づくりチャレンジ運動
和歌山県	宣言/登録/認定制度	わかやま健康推進事業所
和歌山県	融資優遇	和歌山県中小企業融資制度の対象に追加
和歌山県	入札関係	入札参加資格審査に係る地方基準点数への加点
有田市	その他	有田圏域いのち支えあいプラン

申請フロー（大規模法人部門） 申請の4STEP まとめ

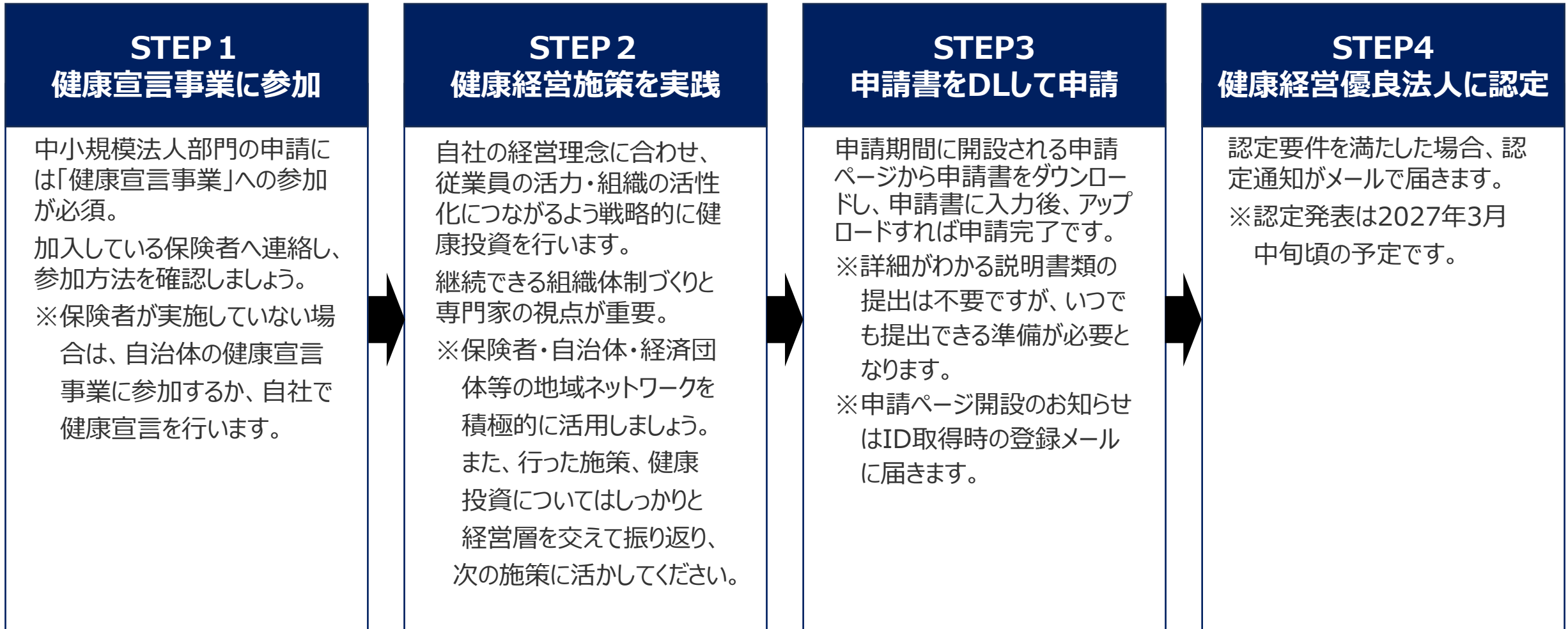
大規模法人部門の申請は、「申請用IDの取得」から「認定」まで、次の4つのステップで進みます。



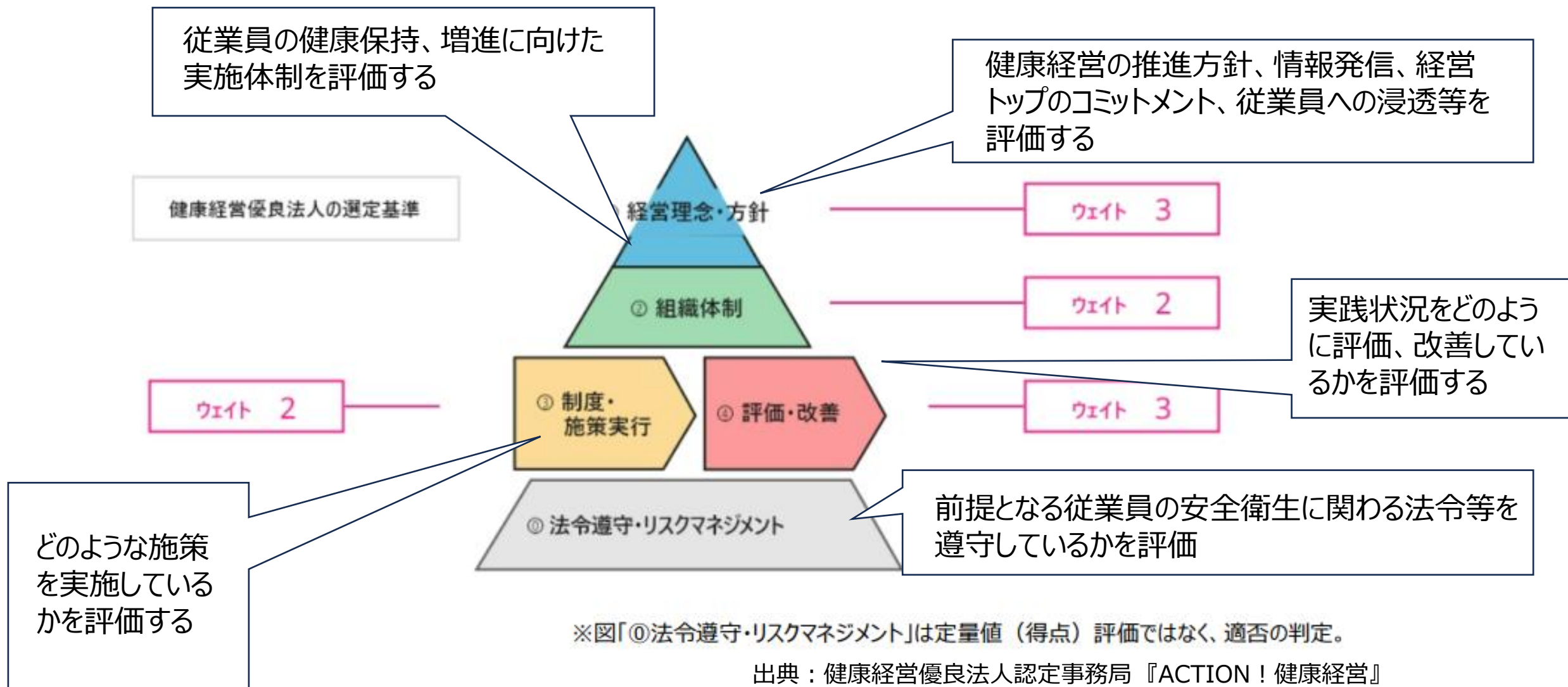
申請に関する詳しいフローは「ACTION！健康経営」をご覧ください。

申請フロー（中小規模法人部門） 申請の4STEP まとめ

中小規模法人部門の申請は、「健康宣言事業への参加」から「認定」まで、次の4つのステップで進みます。



健康経営優良法人の評価フレーム



(大規模法人部門) 健康経営優良法人の認定要件

大項目		中項目	小項目	評価項目	認定要件	
					ホワイト500	大規模
1. 経営理念・方針		健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須		
			従業員パフォーマンス指標及び測定方法の開示	必須	－	
		自社従業員を超えた健康増進への取り組み	他社からの派遣社員等や家族への健康支援	必須	－	
			①トッランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	必須※回答結果公表追加	左記①～③のうち14項目以上	
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須		
			健康経営推進に関する経営レベルの会議での議題・決定	必須	－	
		実施体制	産業医・保健師の関与	必須		
		健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携			
		健康経営の理解・促進	従業員への健康経営の理解・促進	必須	－	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須		
		健診・検診等の活用・推進	②定期健診受診率（受診率100％）	左記②～⑬のうち14項目以上	左記①～⑬のうち14項目以上	
			③受診勧奨の取り組み			
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職または従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進に関する教育」については参加率（実施率）を測っていること			
		ワークライフバランスの推進	⑥ワークライフバランスの実現及び育児・介護の両立支援の取り組み			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病等に関する復職・両立支援の取り組み（⑤以外）			
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み			
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑪保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み※「生活習慣病予防啓発への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること			
		具体的な健康保持・増進施策	⑫食生活の改善に向けた取り組み			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑭長時間労働の予防と事後対応			
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取組			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み	必須		
	4. 評価・改善		健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証		必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）※誓約事項参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

(中小規模法人部門) 健康経営優良法人の認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				小規模法人特例	中小規模法人部門	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須		
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)		左記①～③のうち2項目以上	ブライト500・ネクストブライト1000は左記①～⑰のうち16項目以上
			②受診勧奨の取り組み			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑩のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤ワークライフバランスの実現に向けた取り組み			
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み			
			職場の活性化			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑮以外)			
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
	⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み					
	(3) 従業員の心と身体 の健康づくりに関する 具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑰のうち2項目以上	左記⑪～⑰のうち4項目以上	
			⑫食生活の改善に向けた取り組み			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑭長時間労働の予防と事後対応			
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み	必須		
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

小規模事業者向け特例について

従業員数の少ない、小規模事業者の皆様については、取組の実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設けている。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件			
				小規模法人特例	中小規模法人部門		
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診		必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置		必須		
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供		必須		
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	左記①～③のうち2項目以上	ブライツ500・ネクストブライツ1000は左記①～⑦のうち16項目以上	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)				左記④～⑩のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み				
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑩のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上		
		ワークライフバランスの推進	⑤ワークライフバランスの実現に向けた取り組み				
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み				
			⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み				
		1人1人への両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑤以外)				
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み				
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み				
	(3) 従業員の心と身体への健康づくりに関する具体的な対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑰のうち2項目以上	左記⑪～⑰のうち4項目以上		
			⑫食生活の改善に向けた取り組み				
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み				
			⑭長時間労働の予防と事後対応				
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み				
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み				
			喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
				受動喫煙対策に関する取り組み			
	4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善			必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等		必須		

図表 35 小規模事業者向け特例制度 対象法人の要件

法人格	業種	常時使用する従業員数
会社法上の会社等	卸売業	5人以下
	小売業	5人以下
	サービス業	5人以下
	製造業その他	20人以下
会社法上の会社等以外の法人		5人以下

申請区分について

※業種の分類は、日本標準産業分類に従ってご判断ください

【部門の区分】

(1) 「会社法上の会社等」または「土業法人」の場合

業種	大規模法人部門	中小規模法人部門（いずれかに該当すること）	
	従業員数	従業員数	資本金または出資金額
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	1億円以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下	5,000万円以下
サービス業	101人以上	1人以上100人以下	5,000万円以下
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下	3億円以下

※従業員数が大規模法人部門に該当し、かつ、資本金または出資金額が中小規模法人部門に該当する場合は、大規模法人部門・中小規模法人部門のいずれかに申請することが可能です。（両部門に申請することはできません。）

(2) 「会社法上の会社等」「土業法人」以外の場合（※従業員数のみで区分）

法人分類	大規模法人部門	中小規模法人部門
	従業員数	従業員数
特定非営利活動法人	101人以上	1人以上100人以下
医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者	101人以上	1人以上100人以下
社団法人、財団法人、商工会議所・商工会	101人以上	1人以上100人以下
地方公共団体	301人以上	1人以上300人以下
地方公共団体以外の公法人、特殊法人（独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団 等）	301人以上	1人以上300人以下

法人分類	業種	大規模法人部門	中小規模法人部門
		従業員数	従業員数
その他、国内法（保険業法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、私立学校法、宗教法人法等）に基づく法人	卸売業	101人以上	1人以上100人以下
	小売業	51人以上	1人以上50人以下
	サービス業	101人以上	1人以上100人以下
	製造業その他	301人以上	1人以上300人以下

※健康経営度調査は、大規模法人部門に該当しない法人でも回答は可能です。（認定を取得することはできません。）

従業員の定義について

「常時使用する従業員」（労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）は対象者として含める必要があります。

以下に該当する労働者以外は全て含めてください。

- ・ 日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- ・ 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- ・ 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- ・ 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）

なお、出向社員については、他社への出向・他社からの出向のいずれも、自社が健康診断実施義務を負う者については必ず含めてください。

※詳しくは『ACTION！健康経営』の
「申請について」コーナー内
健康経営優良法人申請区分をご確認ください

健康経営度調査・健康経営優良法人申請書の改訂方針

回答負担の軽減を改訂方針とし、設問内容が重複している個所は設問を統合、回答すべき事項が明確になる様、回答例などの見直しを進めた。

令和 6 年度

令和 7 年度

令和 8 年度

健康経営の
普及・定着

事務局編
健康経営ガイド
ブック改訂



健康経営ガイドブックとの
整合を取るための設問改訂

健康経営度調査回答数、
健康経営優良法人への申請
数ともに増加。

但し、設問数が多い・
回答負担が大きいとの声は
引き続き存在。



回答負担軽減

今年度の改訂方針

更に多くの企業に健康経営に取り組んでもらうために、調査票改訂においても、**回答負担の軽減**に取り組む。

【大規模法人部門】

- ・ 設問内容の重複などを確認し、設問を統合
- ・ 評価に使用していない設問などの削除

【中小規模法人部門】

- ・ 回答事項が明確になる様、回答例などを見直し

令和8年度健康経営優良法人認定に関する改訂ポイント（1）

改訂ポイント	概要	区分
認定要件にかかわる改訂		
① 自社従業員以外への健康経営の普及・浸透 【設問の再構成、及び改訂】	「1. 経営理念・方針」の小項目「自社従業員を超えた健康増進への取り組み」について、トップランナーとして健康経営の普及に取り込んでいること（企業間での健康経営の普及・支援）に加え、他社からの派遣社員等や家族への健康支援を評価項目に追加（Q20、Q21設問内容の改訂、ホワイト500認定要件） - 地域・社会に対する健康経営の普及については、昨年度に引き続きアンケート（配点なし）として現状を把握（Q75）	大規模
② 従業員への健康経営の理解・促進 【設問の再構成、及び改訂】	「1. 経営理念・方針」の評価項目「健康経営の推進方針の浸透」と「2. 組織体制」の設問「従業員への健康経営の理解・促進」の内容が重複していること受け、設問を再構成し、「2. 組織体制」の評価項目として「従業員への健康経営の理解・促進」を追加（ホワイト500認定要件）	大規模
③ 健康経営の方針等の社内外への発信 【該当設問の変更】	「1. 経営理念・方針」の評価項目「健康経営の方針等の社内外への発信」（必須要件）の該当設問をQ18SQ4（健康経営の目的と体制の開示媒体）から、Q18SQ5（健康経営の推進について一元的に記載している媒体とURL）へ変更	大規模
④ 適切な働き方実現に向けた取り組み 【評価項目名変更】	- 適切な働き方実現に向けた取り組みの設問に含まれていた労働時間の適正化に関する設問を長時間労働者への対応へ統合し、休暇の取得促進・柔軟な働き方の実現に関する設問をワークライフバランスの実現に向けた取り組みとして改訂 - 設問内容にあわせて、評価項目名を「ワークライフバランスの実現に向けた取り組み」へ変更	大規模 中小規模
⑤ 長時間労働者への対応に関する取り組み 【評価項目名変更】	- 長時間労働者への対応に関する取り組みに関して、長時間労働の予防と事後対応を一体として取り組み内容を確認する設問へ改訂し、「長時間労働の予防と事後対応」へ認定要件の評価項目名を変更 - 大規模法人部門では、長時間労働の予防と事後対応のいずれも取り組んでいることをもって評価項目適合 - 中小規模法人部門においては、長時間労働の予防と事後対応のいずれかを実施していることをもって評価項目適合とする（ただし、来年度からは長時間労働の予防と事後対応の両方を実施していることをもって評価項目適合とする）	大規模 中小規模

令和8年度健康経営優良法人認定に関する改訂ポイント（2）

改訂ポイント	概要	区分
経済産業省の政策との連動を踏まえた改訂		
睡眠に関する取り組み 【設問新設】	睡眠に関する取り組みについては、従業員の生産性低下防止のための取り組みの一部として取り組み内容を確認していたが、政策的に取り組みを推進されることを踏まえ、設問を新設	大規模
PHRを活用できる環境整備 【設問改訂、及び中小アンケート追加】	- 中小規模法人部門において、健康経営の一環としてPHRを活用できる環境の整備状況を確認できるようアンケート設問を新設 - 大規模法人部門と中小規模法人部門で設問・選択肢を一致させるため、設問・選択肢を改訂	大規模 中小規模
健康投資額の確認 【アンケート新設】	企業の健康投資額について、政策的な観点から実態把握が求められていることを踏まえ、アンケート設問（配点なし）として健康投資額を確認する設問を新設	大規模
テーマ別ベストプラクティス選定 【アンケート新設】	健康経営の一環として企業に取り組んでほしい政策と親和性の高い項目を設定し、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集・選定し公表するためのアンケート設問（配点なし）を新設	大規模 中小規模
ライフデザイン経営の認知 【アンケート新設】	経済産業省が推進するライフデザイン経営に関する現時点での認知などを把握するためアンケート設問（配点なし）を新設	大規模
任意健診・検診の受診率向上 【認定要件変更】	職域におけるがん検診等任意健診・検診受診率を向上させるため「要医療機関受診者の受診率向上」及び「任意健診・検診受診率向上」の両方の取組をもって認定要件とする	大規模

改定ポイント、申請に関する詳細な情報



2026.08.28

健康経営優良法人2027 申請開始ウェビナーを開催しました！

#大規模法人 #中小規模法人 #事務局主催イベント #申請

2026年8月27日、「健康経営優良法人2027」調査票／申請書について、昨年度からの変更点等を解説するウェビナーを開催しました。当日の講演資料やアーカイブ動画へのリンクはこのページからご覧ください。

開催概要

日時：2026年8月27日（木）13:00から16:00まで

主催：健康経営優良法人認定事務局（日本経済新聞社）

→アーカイブ動画の公開は、9月中旬頃を予定しております。
公開まで今しばらくお待ちください。

14:05～14:35 大規模法人部門 調査票解説「大規模法人部門 調査票・認定要件・改定箇所と記載のポイント解説」（資料は[こちら](#)）

健康経営優良法人認定事務局（口経リサーチ）

14:35～14:40 ー休憩ー

14:40～15:10 中小規模法人部門 申請書解説①「中小規模法人部門 申請書・認定要件・改定箇所の解説」（資料は[前半](#)）／資料は[後半](#)）

健康経営優良法人認定事務局（日本総合研究所）

15:10～15:30 中小規模法人部門 申請書解説②「中小規模法人部門 申請書 定性記述の書き方・記載のポイント解説」（資料は[こちら](#)）

健康経営優良法人認定事務局（日本総合研究所）

申請に関するよくあるご質問に関する回答



申請期間中、
随時更新いたします

よくあるご質問

申請に関するよくあるご質問は、以下よりご確認ください

○ 令和8年度 健康経営度調査に関するQ&A 

よくあるご質問

申請に関するよくあるご質問は、以下よりご確認ください

○ 健康経営優良法人2027（中小規模法人部門）
申請に係るQ&A 

申請に関して個別にお問い合わせしたい場合



申請方法に関するお問い合わせ（総合）

健康経営優良法人認定事務局（日本経済新聞社）

窓口： 株式会社日経リサーチ

住所： 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル

電話： 03-5296-5172

（お問い合わせ受付時間：平日10時～17時30分）

E-MAIL： 大規模法人部門についてhealth_survey*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください）

中小規模法人部門についてkenkoujimu*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください）

申請・認定に対する疑義

申請・認定に対する疑義がありましたら、
こちらの「[情報提供フォーム](#)」から情報をお寄せください。

[○ 情報提供フォーム](#)



スケジュールと認定申請料について



認定申請料

【大規模法人部門】

80,000円（税込88,000円）／件

※グループ会社と合算で申請する場合、申請主体となる法人 80,000円（税込88,000円）に加え、同時認定対象となる法人1社につき 15,000円（税込16,500円）が加算されます。

【中小規模法人部門】

15,000円（税込16,500円）／件

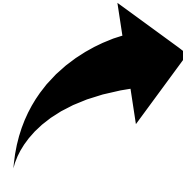
※2026年8月より、新規でのご申請に必要なID発行を「Action！健康経営」で受け付けております。

※お振込み締切は2026年12月31日です。ご請求書は申請期間終了後、11月上旬頃に送付いたします。

出典：健康経営優良法人認定事務局『ACTION！健康経営』

健康経営ハンドブック

健康経営にご興味を持っていた方に向けて、健康経営とは何か、どのようなメリットがあるのか、具体的にどのように取り組みを始めたら良いのか等を、分かりやすく記載したハンドブックもACTION!健康経営に収録。



健康経営優良法人認定事務局からの情報発信



公式ポータルサイト：ACTION!健康経営
<https://kenko-keiei.jp/>



ACTION! 健康経営

Xでの事務局公式アカウント
@act_kenkokeiei

https://twitter.com/act_kenkokeiei



今後も「ACTION! 健康経営」や
公式「X」アカウントで
健康経営に関する情報を積極的に
発信！

**ご清聴いただき
ありがとうございました**